国官会第1354号 国 地 契 第 3 8 号 平成20年11月5日

各地方整備局長 あて

国土交通大臣官房長

# 公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る 総合評価落札方式の実施について

標記について、「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成 20 年 5 月 9 日付け国官会第 187 号)において財務大臣との協議が整った旨通知したところであるが、総合評価落札方式によって入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、別紙のとおり公共事業関係省庁との申合せにより財務大臣との協議を整えた総合評価落札方式の定め及び運用上の基本的な事項を手引きとして示した「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイドライン」という。)が作成されたので、下記事項に十分留意のうえ適切に実施されたい。

記

標準ガイドラインの「第1I 適用範囲」に規定する「大臣が認める公共工事に関する調査及び設計」とは、入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると認められる公共工事に関する調査及び設計であって、標準ガイドラインに従って行われるものとすること。

また、標準ガイドラインの「第1 総合評価落札方式の定め(財務大臣協議済)」により総合評価落札方式を実施する場合は、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)第42条に規定する国土交通大臣の承認を要しないこと。

# 公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る 総合評価落札方式の標準ガイドライン

本標準ガイドラインは、調達機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の 効率化等に資するため、財務大臣と協議を整えた総合評価落札方式の定めとともに、運用 上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

#### 第1 総合評価落札方式の定め(財務大臣協議済)

# I. 適用範囲

入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等(以下「技術等」という。)によって、 調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずると大臣が認める公共工事 に関する調査及び設計に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

#### Ⅱ. 落札方式

- 1.入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、 Ⅲ.「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
  - (2) 入札に係る技術等が、入札公告又は入札公示(これらに係る入札説明書を含む。 以下「入札公告等」という。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技 術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし ていること。
- 2. 上記1. の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落 札者を定める。

#### Ⅲ. 総合評価の方法

- 1. 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、入札価格に対する得点配分が全体の四分の一以上となる割合とする。
- 2. 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に 入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- 3. 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
  - (1) 評価の対象とする技術等については、当該調達の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
  - (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要

件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応 じ得点を与える。

- (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
- (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 4. 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込 みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

#### IV. その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法 を入札公告等において明らかにするものとする。

## 第2 総合評価に関する手引き

### I. 一般的事項

- 1. 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記するものとする。
- 2. 調達機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類(以下「仕様書」という。)及び総合評価に関する書類(以下「総合評価基準」という。) において定める場合にあっては、入札説明書の一部として、これらを入札参加希望 者の要請に応じ速やかに交付する。

### Ⅱ. 技術的要件

- 1. 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書 (仕様書を含む。) において明らかにするものとする。
- 2. 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- 3. 必須の要求要件については、調達機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4. 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5. 技術的要件は、定量的に表示し得るもの(技術等を数値化できるもの)は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

# Ⅲ. 評価基準

1. 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分(入札価格の得点及び技術等の得点)、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書(総合評価基準を含む。)にお

いて明らかにするものとする。

- 2. 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定するものとする。
- 3. 調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは、 評価の設定の対象からは除外するものとする。
- 4. 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲(上限値等)を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
- 5. 入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達及び評価の目的・内容 等を勘案して適切に設定するものとする。
- 6. 技術等の評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。
  - (1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項
    - ① 技術者資格等、その専門分野の内容
    - ② 同種又は類似業務等の実績の内容
    - ③ 過去に担当した業務の成績
    - ④ 専任性
  - (2) 業務の実施方針等に関する事項
    - ① 業務理解度
    - ② 実施手順の妥当性
  - (3) 提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項
    - ① 総合的なコストに関する事項
      - ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

- ② 工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項
  - ア 工事目的物の性能・機能

工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能・機能を評価する。

イ 調査の精度

調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等を評価する。

- ③ 社会的要請に関する事項
  - ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の利害の観点から評価する。

# イ 施工への配慮

工事施工上考慮すべき事項(工期、施工方法、近接構造物等への配慮)を 国の利害の観点から評価する。

- ウ特別な安全対策
  - 特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。
- エ 省資源対策又はリサイクル対策 工事の際の省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点 から評価する。

## IV. 評価

- 1. 入札の評価は、入札説明書(仕様書及び総合評価基準を含む。) に基づいて行う ものとし、入札説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。
- 2. 技術等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。

また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いない。

- 3. 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- 4. 必須の評価項目については、入札説明書(仕様書を含む。)に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書(総合評価基準を含む。)に基づき得点を与える。
- 5. 必須以外の評価項目については、入札説明書(仕様書を含む。)に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書(総合評価基準を含む。)に基づき得点を与える。
- 6. 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行う ものとする。
- 7. 技術等の評価に当たり、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書において明らかにするものとする。

# V. その他

- 1. 落札結果等の記録及び情報提供
  - (1) 総合評価における入札者の申込みに係る技術等の評価及び落札の結果については、直ちに記録する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目毎に評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。

(2) 落札者と入札者それぞれの商号又は名称、入札価格及び技術等の得点並びに予定価格については、契約締結後遅滞なく公表する。ただし、予定価格については、 事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認める場合において公表するものとする。

### 2. 評価内容の担保

- (1) 総合評価において評価した技術等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
- (2) 公共工事に関する調査及び設計の監督 (調査)・検査に当たっては、評価した 技術等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、当該検査において、契約書に記載してある評価した技術等の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、当該業務の契約内容のうち、評価した技術等についての履行に係る部分は、当該業務の完了が確認できるまで引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

## 3. 不落となった場合の取扱い

再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・Ⅱ・1に示す考え方に従い契約を行うものとする。